

入札公告

2026年7月28日

脱炭素成長型経済構造移行推進機構(以下「機構」という。)は、次のとおり、一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進機構オフィスレイアウト変更業務

(2) 内容

令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進機構オフィスレイアウト変更業務(詳細は仕様書による。)

(3) 契約期間

契約開始日の翌日～2026年9月30日まで

(4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ② 落札者決定に際しては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額に人件費(労務費)に相当する経費が含まれる場合は、契約期間中に最低賃金額、自社の給与額の改定が見込まれる場合にはその改定見込を考慮した単価により積算する(契約期間中の改定見込額の算出が困難な場合には直近の改定実績を踏まえた積算も可とする)。
- ④ 入札金額に関して、契約期間中の原材料費、エネルギーコストの高騰により、経費の増額が見込まれる場合にはその増加見込を考慮した単価により積算する(契約期間中の増加見込額の算出が困難な場合には直近の増加実績を踏まえた積算も可とする)。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、役務の提供等で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。

- (3) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者であること。
- (4) 過去3年間以内に資格停止処分乃至、情報管理・契約履行上の不備を理由に各省各庁及び政府関係法人等から契約を解除されている者ではないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等のわかる「情報取扱名簿」(仕様書別紙)を契約時に提出できることを確約すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、各省庁における発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ア. 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
- イ. 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (ア) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ウ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (エ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ウ. 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人間関係がないこと。
- ア. 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と、親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ. 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ. その他入札の適正さを阻害されると認められる場合

その他上記ア. 又はイ. と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 総務部 入札担当

e-mail: KOBO-kikaku@gxa.go.jp

- (2) 入札説明書の交付

入札説明書の交付希望者は、平日(10時00分から12時00分及び13時30分から17時00分まで)に、上記(1)の担当に電子メールで連絡すること。上記(1)担当者から入札説明書を電子メールで送付する。入札説明書の請求期限は令和8年8月3日(月)15時00分までとする。

- (3) 入札書の提出期限

2026年 7月 28日(火)から2026年8月 6日(木) 15:00まで

提出方法については入札説明書のとおり。

- (4) 入札書等の提出先

上記(1)に記載のとおり。

- (5) 入札説明会の開催の有無

入札説明会は実施しない。質問がある場合には、入札説明書「様式1 質問書」へ記載し、メールにて提出すること。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、本説明書末尾に記載の担当に対し、連絡先(社名、担当者名、電話番号、メールアドレス)を登録すること。

5. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2026 年 8 月 7 日 (金) 16:00

(2) 開札の場所

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構内 会議室

6. その他必要となる事項

(1) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

(2) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要(入札説明書のとおり)

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

(6) 支払いの条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

7. 本入札及び入札行為に関する問い合わせ先

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 総務部

e-mail: KOBO-kikaku@gxa.go.jp

以上